

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
東京日産コンピュータシステム株式会社
代表取締役社長 吉丸 弘二 朗

第34回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第34回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主様の安全を第一に考え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ソーシャルディスタンスを確保できる十分な広さの会場に変更いたしました。また、ご自宅等でも株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ中継を実施いたしますので、事前に株主総会の目的事項にかかわるご質問をお受けいたします。

詳細につきましては、3頁から4頁までの「インターネットによるライブ中継のご案内」及び5頁の「インターネットによる事前の質問の受付」をご参照ください。

また、本年度も昨年同様、お土産の配布を取りやめとさせていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月15日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月16日（木曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ 4階
渋谷ソラスタコンファレンス
(開催場所が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第34期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
 - ◎当日は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」、「6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」及び個別注記表につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tcs-net.co.jp>) に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会へご来場の株主様は、マスク着用・アルコール消毒、検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と見受けられる場合はご入場をお断りする場合がございます。何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
 - ◎会場の座席間隔を大きくあけており、座席数が限られております。会場での感染リスクを抑えるためご入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ◎株主総会に出席する当社役員及び運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。なお、本株主総会の議長につきましては、議事進行にあたりお聞き苦しくならないよう、議長席に飛沫防止の亚克力板等を設置のうえ、マスクを外して発言させていただく予定です。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tcs-net.co.jp>) に掲載させていただきます。

■インターネットによるライブ中継のご案内

第34回定時株主総会の模様を株主の皆様限定し、インターネットを通じてライブ配信いたします。事前のお申込みの必要はなく、ご自宅等からご覧いただけます。

◎配信日時：2022年6月16日（木）午前10時から総会終了まで

（開会前の午前9時30分から接続可能となり、午前9時35分頃から
当社の紹介映像を放映する予定です。）

<ライブ中継ご視聴にあたっての注意事項>

◎株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、「書面（郵送）」にてお願いいたします。

◎ライブ配信をご視聴いただく株主様は、あくまで視聴のみとなり、会社法第314条に基づくご質問などはできませんので、予めご了承ください。ご質問を希望される場合は、5頁の「インターネットによる事前の質問の受付」をご確認ください。

◎インターネット配信をご視聴いただくための通信料につきましては、株主様のご負担となります。快適にご視聴いただくため、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境をご推奨いたします。

◎ご使用の機器及びインターネットの利用環境等により、映像や音声に不具合が生じる等ご利用いただけない場合もございます。万一何らかの事情により配信を行わない場合は、当社ウェブサイト (<https://www.tcs-net.co.jp>)にてお知らせいたします。

◎本総会の配信映像は会場後方から撮影し、株主の皆様の容姿は映らないよう配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。

◎プライバシー保護の観点から、撮影、録画、録音はご遠慮ください。

◎視聴用ログイン情報の第三者への提供は固くお断りいたします。

■インターネットによる事前の質問の受付

インターネットを通じて株主様からの株主総会目的事項に関するご質問を事前に受け付けております。

いただいたご質問は、当社の株主総会事務局が取りまとめ、当日、議長より回答いたします。

なお、以下の点をご了承ください。

◎受付期間：2022年6月2日(木)から2022年6月9日(木)まで

◎受付方法：当社ウェブサイトの「お問い合わせ」フォーム(<https://www.tcs-net.co.jp/contact/index.html>)に接続後、「お問い合わせ項目」の「IR情報」を選択いただき、必要事項をご記入願います。なお、お一人様につき1問とさせていただきます。

◎当日ご来場いただいている株主様のご質問から優先的に取り上げ、回答いたします。

◎新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、質疑応答時間に制約が生じることがございますので、頂戴した質問のすべてにはご回答できない場合がございます。

◎質問が本株主総会の目的に関しない場合、質問への回答に詳細な調査が必要な場合、質問が重複する場合、質問に対して回答することが顧客や従業員等の権利・利益を侵害するおそれがある場合、又は本株主総会の運営を妨げる目的が明らかな濫用的な質問の場合には、質問を取り上げず、回答を差し控えることがございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。

年間の配当性向30%を基準とし、業績に応じた成果配分を行うことを基本方針とし、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金の充実を勘案しながら、利益還元を行っていく所存であります。内部留保資金につきましては、経営基盤の強化や将来の事業拡大を見据え、社内利用システムの老朽化対策、新技術に対応するための検証用環境の構築やプロフェッショナル人材の育成などへの投資を行い、より質の高いサービスの提供に役立てるよう運用してまいります。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期末の普通株式の配当金につきましては、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

なお、この場合の配当総額は94,274,775円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月17日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが必要となるため、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>< 新 設 ></p> <p>< 新 設 ></p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款の第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) は、2022年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

本總會終結の時をもって、現在の取締役8名が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社の株式数
1	よしまる こうじろう 吉 丸 弘二朗 1958年12月20日生	1981年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2002年6月 当社取締役 2004年6月 当社常務取締役 2005年6月 当社専務取締役 2007年4月 当社代表取締役専務 2009年6月 当社代表取締役専務営業本部長 2011年6月 当社専務取締役営業本部長 2013年4月 当社専務取締役サービス本部長 2013年6月 当社代表取締役社長(現任)	51,900株
2	さとう ひろゆき 佐 藤 浩 之 1961年3月28日生	1984年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2004年1月 当社営業部長 2004年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役営業本部副本部長 2013年4月 当社取締役営業本部長 2013年10月 株式会社グロスディー監査役 (非常勤) 2014年4月 当社取締役社長補佐、営業本部、 サービス本部担当 2014年6月 当社常務取締役社長補佐、営業本部、 サービス本部担当 2015年4月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部、産業事業部担当、 兼マネージドサービス事業部長 2017年6月 当社常務取締役社長補佐、自動車 事業部担当、兼マネージドサービス 事業部長 2019年4月 当社常務取締役社長補佐、マネージ ドサービス事業部担当、兼マネージ ドサービス事業部長 2020年4月 当社常務取締役社長補佐、経営管理 本部、マネージドサービス部担当、 経営管理本部長 2022年4月 当社常務取締役社長補佐、経営管理 本部担当、経営管理本部長(現任)	24,800株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	みうら ごろう 三浦 吾朗 1970年7月21日生	1991年4月 東京日産自動車販売株式会社入社 2014年4月 当社営業部長 2015年4月 当社産業事業部長 2017年6月 当社取締役産業事業部長 2019年4月 当社取締役自動車事業部、産業 事業部担当、兼産業事業部長 2020年4月 当社取締役ソリューション営業本部 担当、ソリューション営業本部長 2021年4月 当社取締役ソリューション営業本部 担当、ソリューション営業本部長 兼ソリューション企画室長 2022年4月 当社取締役ソリューション事業本部 担当、ソリューション事業本部長(現任)	6,500株
4	とがわ たかひこ 外川 孝彦 1956年7月8日生	1980年4月 日産自動車株式会社入社 2007年4月 同社生産人事部部長 2011年4月 中央日産株式会社執行役員 2012年4月 同社常務執行役員 2013年4月 日産東京販売ホールディングス 株式会社常務執行役員 2014年6月 同社常務取締役常務執行役員 2015年6月 当社取締役(現任) 2022年4月 日産東京販売ホールディングス株式会社 常務取締役(現任)	一株
5	しんかい たつあき 新海 立明 1952年11月5日生	1977年4月 ソニー・テクトロニクス株式会社 入社 2002年6月 住商エレクトロニクス株式会社入社 2005年8月 住商情報システム株式会社執行役員 2009年6月 当社取締役常務執行役員 2012年4月 株式会社CSIソリューションズ 代表取締役社長 2016年4月 同社顧問就任 2019年6月 当社社外取締役(現任)	2,800株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
6	ふるのたかし 古野孝志 1955年7月26日生	1980年4月 新日本製鉄株式会社入社 1987年4月 日興証券株式会社入社 1998年5月 医療産業株式会社代表取締役 2002年5月 株式会社エブリディ・ドット・コム 取締役 2013年1月 スリープログループ株式会社 取締役副社長 2013年8月 スリープロウィズテック株式会社 代表取締役 2017年1月 同社顧問就任 2019年6月 当社社外取締役(現任) 2020年11月 株式会社ブラコー 代表取締役社長(現任)	2,800株
7	いのうえ おさむ 井上修 1959年4月1日生	1985年4月 川鉄商事株式会社 (現JFE商事株式会社) 入社 1988年9月 富士ゼロックス株式会社入社 2001年8月 アマゾンジャパン株式会社入社 2002年9月 株式会社ドコモエーオーエル入社 2004年3月 デル株式会社入社 2006年2月 日本ヒューレット・パッカード株式 会社執行役員 同社取締役執行役員 2017年3月 ジャパンシステム株式会社 代表取締役社長 2019年9月 株式会社ミロク情報サービス入社 2020年4月 同社執行役員就任(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	1,800株

- (注)1. 取締役候補者のうち、新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。なお、社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、新海立明氏、古野孝志氏が3年、井上修氏が2年であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏ともに経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき当社の経営上の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけるものと考えているためであります。新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏が選任された場合には、IT業界における豊富な知見を活かして事業戦略についての助言や、上場企業の経営に携わった経験をもとに、取締役の職務執行に対する監督・助言をいただく予定です。
3. 外川孝彦氏の過去10年間で当社の親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社における業務執行者としての地位及び担当については、略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況に記載のとおりであります。

4. 外川孝彦氏、新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏とは、当社との間で現に会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しておりますので、選任後、当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は同社及び当社を含む同社の子会社等におけるすべての取締役、監査役、執行役員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該保険契約を更新する予定であります。当社は当社の取締役及び監査役に係る保険料の全額を負担しております。当該保険契約は会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としておりますが、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。候補者が選任された場合には、候補者は当該契約の被保険者に含まれることとなります。
6. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考) 第3号議案が承認されたのちの経営体制(予定)

	氏名	属性	当社が期待する知見・経験				
			企業経営 事業運営	営業 マーケティング	財務 会計	法務 コンプライアンス	人事 労務
取締役	吉丸弘二朗		◆	◆			
	佐藤浩之		◆	◆			
	三浦吾朗		◆	◆			
	外川孝彦		◆				◆
	新海立明	社外 独立	◆	◆			
	古野孝志	社外 独立	◆	◆			
	井上修	社外 独立	◆	◆		◆	
監査役	平尾彰		◆			◆	
	松尾憲治	社外 独立				◆	
	小川和洋	社外			◆		
	金井祐子	社外			◆		

- (注) 1. 「社外」: 会社法第2条第15号又は第16号に定める役員
 2. 「独立」: 東京証券取引所届出独立役員
 3. 各役員が有するすべての知見を表すものではありません。

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動の抑制が継続される中、新型コロナウイルスのワクチン接種が進んだことや緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除により、経済・社会活動は緩やかながら回復に向かい、徐々に景気は持ち直しの動きが見られるようになりました。一方で、昨年末より発生したオミクロン株による感染症の再拡大の懸念やウクライナ情勢等による原材料価格や資源価格の上昇、金融資本市場の変動などにより経済・社会情勢は、再び先行き不透明感が高まってきております。

当社の属するIT業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、移動制限に伴うテレワークの進展による通信インフラの増強、IT環境のクラウドシフトや利用形態のサブスクリプション化の流れがより顕著化し、ペーパーレス化や脱ハンコなどDX(デジタルトランスフォーメーション)を実現するソリューションへの需要が高まり、新たなビジネスチャンスが創出されており、IT技術の発展や利用はさらに加速化するものと認識しております。

当社は、このような事業環境の中、経営理念である「お客様に最大のご満足を」を実現するため、「お客様の未来を考えビジネスを共創するICTソリューション企業」を企業ビジョンと定め、顧客企業の課題解決を図るため、「お客様の立場に立って理解を深めます」「お客様の信頼を獲得し、一番に選ばれる企業を目指します」「お客様に安心して最適なICTプラットフォームを提供します」「従業員、パートナーにとって魅力ある企業を目指します」を行動指針とし、マネージドサービスカンパニーとして顧客の持続的成長を支援するベストパートナーを目指し、営業品質を向上させることにより顧客との関係強化に努めてまいりました。また、人材の育成に注力するとともに、新たなパートナーとの協業強化に努め、「TCSマネージド・プラットフォーム・サービスの提供」と「デジタルマーケティング」を基本戦略とした営業活動を行ってまいりました。

当社が提供する「TCSマネージド・プラットフォーム・サービス」は、ロイヤリティの高い顧客に対し、従来のTCSマネージドサービスを拡張し、パブリッククラウドへの対応技術を高め、安心して利用できるハイブリッドインフラ環境の提供を行うとともに、ICTインフラだ

けでなく、アプリケーション開発や運用保守を含めた、ビジネスプラットフォーム全体を提供するサービスとして展開してまいりました。また、全国に存在する顧客ニーズに対し、便利さやお得感を提供するソリューションである I T t e (イッテ)を提供するため、デジタルマーケティングを推進してまいりました。

当社では、長期化する新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止対策として、顧客及び従業員の安全配慮を引き続き徹底するとともに、テレワークなどの働き方の変革が従業員にもたらす影響にも留意してまいりました。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大影響は、第3四半期において落ちつきが見られたものの、変異株であるオミクロン株の急激な感染拡大により、期末に向けた顧客の I T 投資予算は再び抑制され、当初見込んでいた受注高の獲得まで至らず、売上高については、ハードウェア、導入支援サービスといったフロー案件が減少したことから減収となりました。一方、当社の事業戦略であるマネージドサービス事業は堅調に推移するとともに、アプリケーション開発が伸長したことから、増益となりました。

この結果、当社の業績は、売上高は7,152百万円(前年同期比319百万円減、4.3%減)、営業利益435百万円(前年同期比59百万円増、15.7%増)となり、営業外収益に受取保険金を計上したことなどから、経常利益は459百万円(前年同期比83百万円増、22.3%増)となりました。また、固定資産の減損処理を特別損失に減損損失として計上いたしましたが、当期純利益は293百万円(前年同期比36百万円増、14.2%増)となりました。

また、受注状況につきましては、受注高は6,701百万円(前年同期は7,818百万円)、受注残高は414百万円(前年同期は865百万円)となりました。

なお、当社は「情報システム関連事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した設備投資の総額は69百万円であり、その主なものは、マネージドサービス案件に伴うサーバー機器や移転に伴う設備投資等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の顧客とする企業は持続的成長のため、ビジネスに変革をもたらし、カーボンニュートラルに貢献するDX(デジタルトランスフォーメーション)への投資が加速しております。一方でデジタル人材は不足しており、如何にして早く、簡単にIT技術を適用できるかが課題となっております。このような状況の下、顧客ニーズはますます多様化するとともに、変化へ迅速に対応できるソリューションへの期待が高まっております。

当社は、このような課題に対し、以下の対応を考えております。

- ① 顧客関係強化
- ② DX(デジタルトランスフォーメーション)を支えるソリューションの提供
- ③ 組織能力向上
- ④ カーボンニュートラルへの貢献
- ⑤ 顧客満足度の向上

当社は、多様化する顧客ニーズに対応するため、営業品質を向上させ顧客との関係強化を進めてまいります。顧客企業の課題を解決するためには、変化へ迅速に対応できるDX(デジタルトランスフォーメーション)によるソリューションの提供が不可欠です。そのために人材の育成に注力するとともに、新たなパートナーとのアライアンス強化にも取り組み、組織能力の向上をスピードアップします。当社は、提供するソリューションの選定にあたって、カーボンニュートラルへの貢献を意識した提案を進めてまいります。これらの活動結果を評価するため、顧客満足度調査を毎年実施し、営業品質の向上に努めてまいります。

なお、今般の新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、収束時期が見通せない状況であり、引き続き従業員とその家族、顧客、パートナー企業の安全に十分配慮したうえで、事業を継続していくことを最優先の課題としております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区 分	第 31 期 (2019年3月期)	第 32 期 (2020年3月期)	第 33 期 (2021年3月期)	第 34 期 (当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	7,928	8,790	7,471	7,152
営 業 利 益 (百万円)	546	565	376	435
経 常 利 益 (百万円)	553	572	375	459
当 期 純 利 益 (百万円)	383	391	257	293
1 株当たり当期純利益 (円)	61.08	62.41	40.96	46.76
総 資 産 (百万円)	5,209	5,709	5,724	5,914
純 資 産 (百万円)	3,022	3,295	3,451	3,666

(10) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

内 容
●ソリューションプロバイダー事業 ・マネージドサービス ハウジング/ホスティング ヘルプデスクサービス 運用・監視サービス ・ハードウェア及びソフトウェア販売 ・導入支援、保守サービス ・ネットワーク構築 ・受託開発
●コンピュータ用品販売事業 ・サプライ用品販売

(11) 主要拠点等 (2022年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
江東事業所	東京都江東区

(12) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名(8名)	3名減(1名増)	40.8歳	11.4年

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時雇用者には、派遣社員は除いております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

親会社である日産東京販売ホールディングス株式会社は、当社の議決権の53.9%を所有しております。当社は同企業グループに対し、コンピュータ機器類及び保守サービスの販売等を行っており、従来通りの関係を維持しております。また、同社との間に金銭等の貸借関係、保証・被保証等はありません。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件の決定に際しては、市場価格等を勘案のうえ、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な意見を経て決定しております。

親会社は当社に対し、資本的な関係から当社の経営方針等について、一定の影響を及ぼす状況にありますが、事業の関連性はないため事業活動に対する制約はありません。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 25,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 6,300,000株 (自己株式15,015株を含む)
- (3) 株主数 2,816名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日産東京販売ホールディングス株式会社	3,390,000株	53.93%
光通信株式会社	298,100	4.74
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	166,000	2.64
河田 守弘	87,500	1.39
今泉 真一郎	65,500	1.04
織田 敏昭	60,000	0.95
高田 直樹	58,200	0.92
斉藤 学	54,000	0.85
株式会社インフォメーションクリエーティブ	53,500	0.85
吉丸 弘二朗	51,900	0.82

- (注)1. 持株比率は自己株式(15,015株)を控除して、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 株式会社インフォメーションクリエーティブは2022年4月1日に社名を「株式会社IC」へ社名変更しております。
- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況
該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当、重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉 丸 弘二朗	
常 務 取 締 役	佐 藤 浩 之	社長補佐 経営管理本部、マネージドサービス部担当 経営管理本部長
取 締 役	赤 木 正 人	経理部長
取 締 役	三 浦 吾 朗	ソリューション営業本部担当 ソリューション営業本部長 兼ソリューション企画室長
取 締 役	外 川 孝 彦	日産東京販売ホールディングス株式会社 常務取締役常務執行役員
取 締 役	新 海 立 明	
取 締 役	古 野 孝 志	株式会社プラコー 代表取締役社長
取 締 役	井 上 修	株式会社ミロク情報サービス 執行役員
常 勤 監 査 役	平 尾 彰	
監 査 役	松 尾 憲 治	弁護士
監 査 役	小 川 和 洋	公認会計士 日本金属株式会社 社外取締役 株式会社HANATOUR JAPAN 社外監査役
監 査 役	金 井 祐 子	公認会計士

- (注)1. 取締役のうち新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役である松尾憲治氏、小川和洋氏及び金井祐子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役新海立明氏、古野孝志氏及び井上修氏、監査役松尾憲治氏は、有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 監査役松尾憲治氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役小川和洋氏及び金井祐子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役外川孝彦氏、新海立明氏、古野孝志氏、井上修氏及び監査役平尾彰氏、松尾憲治氏、小川和洋氏、金井祐子氏とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社の取締役及び監査役全員。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により補填するもので、その保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、中長期的な企業価値向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業務執行取締役の報酬は、役位ごとにその役割に応じた基本報酬と業績や役割に対する貢献度を加味した評価報酬を固定報酬として支給する他、業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬とで構成しております。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみの構成としております。また、監査役及び社外監査役の報酬については、監査役会で協議のうえ、決定しております。

「基本報酬」は、役位別に基準額を定め、「評価報酬」は、複数設定した目標項目ごとにその達成度に応じた支給率を算出し、基本報酬に支給率を乗じて算出しております。「譲渡制限付株式報酬」については、営業利益計画を達成した場合に、業績向上及び企業価値向上への貢献度を評価し、役位別に付与する株式数を決定しております。以上の方針に基づき、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容を決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2005年6月22日開催の第17回定時株主総会において年額14,000万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月15日開催の第30回定時株主総会において、譲渡制限付株式による株式報酬を年額2,000万円以内、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年12,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（業務執行取締役）の員数は4名であります。監査役の金銭報酬の限度額は、2003年6月18日開催の第15回定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に係る委任に関する事項
個人別の報酬額については業績向上及び企業価値向上への貢献度の評価を適切に行うため、取締役会決議に基づき代表取締役社長吉丸弘二郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた固定報酬と譲渡制限付株式報酬額の決定としています。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		支給人数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	58,384 (10,800)	58,121 (10,800)	263 (-)	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	13,200 (7,200)	13,200 (7,200)	- (-)	4名 (3名)
計	71,584	71,321	263	11名

(注)1. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記取締役人数には、無報酬の取締役1名を除いております。
3. 譲渡制限付株式は株式の交付から取締役の地位を退任するまでの間を譲渡制限期間とし、期間中は譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとしています。取締役が譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得します。
- (1) 取締役が禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (2) 取締役に対し破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (3) 取締役が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 取締役が当社の事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任した場合

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③ 取締役会、監査役会への出席状況、発言状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
新海立明 (取締役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
古野孝志 (取締役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
井上修 (取締役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席しております。	議案審議等につき、経験豊富な経営者の視点から必要な発言を行っております。特にIT業界における豊富な知見をもとに、営業戦略についての助言、経営陣の監督を行っております。
松尾憲治 (監査役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、弁護士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
小川和洋 (監査役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。
金井祐子 (監査役)	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に、監査役会13回のうち13回に出席しております。	客観的、中立的な監査を行うとともに、取締役会や監査役会において、公認会計士としての見識に基づく意見表明を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が8回ありました。

④ 当社の親会社又は当社の親会社の子会社から当期中に役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,100千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,100千円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,118,336	流動負債	1,889,629
現金及び預金	3,140,662	買掛金	1,173,667
受取手形	2,095	未払金	31,113
電子記録債権	3,658	未払費用	94,378
売掛金	1,678,868	未払法人税等	92,347
商 品	10,916	未払消費税等	18,757
仕掛品	18,612	契約負債	377,856
貯蔵品	144	預り金	18,947
前渡金	237,116	賞与引当金	82,560
前払費用	13,199	固定負債	357,644
その他	13,231	退職給付引当金	346,744
貸倒引当金	△169	その他	10,900
固定資産	795,737	負債合計	2,247,273
有形固定資産	457,123	(純資産の部)	
建 物	44,985	株 主 資 本	3,618,550
工具、器具及び備品	412,046	資本金	867,740
建設仮勘定	91	資本剰余金	447,240
無形固定資産	16,981	資本準備金	447,240
ソフトウェア	16,981	利益剰余金	2,317,236
投資その他の資産	321,632	利益準備金	12,687
投資有価証券	116,094	その他利益剰余金	2,304,549
従業員に対する長期貸付金	375	別途積立金	350,000
繰延税金資産	127,283	繰越利益剰余金	1,954,549
その他	97,914	自己株式	△13,665
貸倒引当金	△20,036	評価・換算差額等	48,249
		その他有価証券評価差額金	48,249
		純資産合計	3,666,800
資産合計	5,914,074	負債及び純資産合計	5,914,074

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,152,662
売上原価		5,884,369
売上総利益		1,268,292
販売費及び一般管理費		832,350
営業利益		435,942
営業外収益		
受取利息	50	
受取配当金	3,970	
受取保険金	18,654	
貸倒引当金戻入額	637	
その他	220	23,533
営業外費用		
雑損失	133	133
經常利益		459,342
特別利益		
投資有価証券売却益	3,898	3,898
特別損失		
減損損失	34,630	
固定資産除売却損	200	34,831
税引前当期純利益		428,409
法人税、住民税及び事業税	138,954	
法人税等調整額	△4,384	134,570
当期純利益		293,839

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金	
2021年4月1日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	1,743,490
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△81,671
当期純利益							293,839
自己株式の処分			△1,109	△1,109			
自己株式処分差損の振替			1,109	1,109			△1,109
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	211,058
2022年3月31日残高	867,740	447,240	—	447,240	12,687	350,000	1,954,549

	株 主 資 本			評価・換算差額等		純資産計 合
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金合計					
2021年4月1日残高	2,106,178	△16,497	3,404,660	47,103	47,103	3,451,764
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	△81,671		△81,671			△81,671
当期純利益	293,839		293,839			293,839
自己株式の処分		2,831	1,722			1,722
自己株式処分差損の振替	△1,109		—			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				1,145	1,145	1,145
事業年度中の変動額合計	211,058	2,831	213,890	1,145	1,145	215,036
2022年3月31日残高	2,317,236	△13,665	3,618,550	48,249	48,249	3,666,800

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

東京日産コンピュータシステム株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 米 倉 礼 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 徳 永 剛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京日産コンピュータシステム株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対処した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人アーク有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

東京日産コンピュータシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 平 尾 彰 ㊟

社外監査役 松 尾 憲 治 ㊟

社外監査役 小 川 和 洋 ㊟

社外監査役 金 井 祐 子 ㊟

以 上

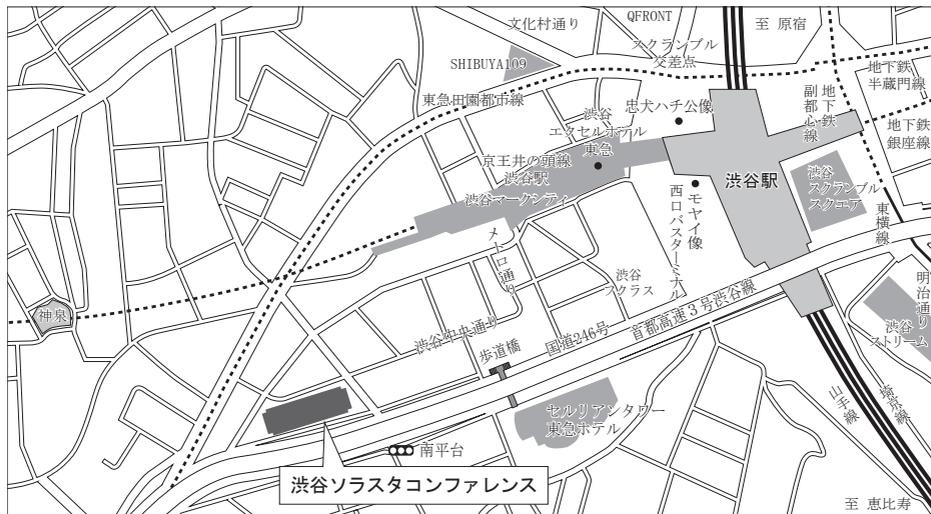
株主総会会場のご案内図

会 場 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスト 4階
渋谷ソラストコンファレンス

TEL 03-5784-2604 (代表)

最寄り駅

- ・ JR各線「渋谷」駅 西口より徒歩6分
- ※渋谷マークシティ出口より徒歩2分
- ・ 京王井の頭線「神泉」駅 より徒歩4分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。